

教員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の見直しの検討を求める意見書

公立学校の教員の給与等については、昭和46年に定められた、いわゆる「給特法」により、教員の勤務態様の特殊性を踏まえ、時間外勤務手当を支給しない代わりに、制定当時の教員の平均的な1週間の超過勤務時間が1時間48分であったことを基に、給与の4%に相当する教職調整額が支給されてきた。

また、「給特法」では、時間外勤務について、「正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る」とされており、政令においては、「原則として時間外勤務を命じない」とされている。

しかし、昨年4月、文部科学省は平成28年度の教員勤務実態調査を公表し、3割以上の小学校教員と6割以上の中学校教員が、いわゆる過労死ラインに達する80時間以上の残業をしたことが明らかになった。

そうした中、文部科学省は、昨年6月、中央教育審議会に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、同審議会は「学校における働き方改革特別部会」を設置するとともに、同年12月、諮問された内容についての中間まとめを公表したが、この中間まとめでは、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」などについての検討は行われているものの、「給特法」には言及していない。

学校における「働き方改革」を進めるに当たっては、教員に係る勤務時間管理の根幹をなす「給特法」について議論されるべきであり、国会及び政府においては、教員の長時間労働解消に向け、「給特法」の見直しの検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）6月4日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民主市民連合及び公明党所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び維新の党中山真一議員